

# 熱中症特別警戒アラート

健康増進課 ☎ 720-5000

## 熱中症特別警戒アラートが発表されたら

- ・不要不急の外出を控え、涼しい環境で過ごす
- ・こまめな休憩や水分、塩分を補給する
- ・周囲の方へ注意を促す

熱中症による重大な健康被害が発生する恐れがある場合に、危険な暑さへの注意と熱中症予防行動を呼びかけるものです。アラートが発表されたら、当日の10時に町の防災無線などでお知らせします。

## クーリングシェルター

クーリングシェルターはこのマークが目印です



### 利用注意点

- 指定施設の開館している日時と指定した場所のみ利用可
- 飲み物などは自分で用意
- 各施設のルールに基づいて利用

熱中症特別警戒アラートが発表されると、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)を開放します。

## 町内のクーリングシェルター指定施設

- 伊奈町役場
- 総合センター
- ゆめくる
- けんかつ
- ウエルシア薬局伊奈栄店(調剤薬局)
- ウエルシア薬局伊奈町役場前店(調剤薬局)
- 伊奈寿郵便局
- 伊奈小室郵便局

※最新の指定施設は、町ホームページをご覧ください



## まちのクールオアシス

まちのクールオアシスはこのマークが目印です



夏季外出時は、冷房設備がある一時休息所を上手に活用しましょう。

## 町内公共施設(4か所)

- 伊奈町役場
- 総合センター
- ゆめくる
- 図書館

※民間協力施設の一覧は、町ホームページをご覧ください



# ご存じですか? 障害者差別解消法

誰もが分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指しています。

## 不当な差別的取扱いの禁止

行政機関や事業者は、障がいや理由を正当な理由なくサービスの提供を拒否、制限してはいけません。

- ・店や施設利用を断ること
- ・アパートなどの契約を断ること
- ・説明会やシンポジウムなどへの出席を断ること など

## 合理的配慮の提供

行政機関や事業者は、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲でご協力をお願いします。

- ・筆談
- ・文書の読みあげ
- ・ゆっくりと丁寧な説明 など

## 一般の方も理解を深めましょう

障害者差別解消法は、一般の人への義務や罰則はありませんが、すべての人が障がい者への理解を深め、笑顔のあるまちにするために、地域の中で助け合いましょう。

- ・電車やバスなどの優先席を譲る
- ・街中や店内に身体障害者補助犬(盲導犬や介助犬、聴導犬)がいても、触れたり食べ物を与えたりせずにと見守る

詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください。



☎ 社会福祉課 ☎ 2122

## お知らせ

### マイナンバーカード 休日交付(予約制)

☎ 7月12日(日)8時30分～12時(11時30分最終受付)  
※マイナンバーカードに関する業務以外は行いません  
※日程が変更になる場合がありますので、町ホームページをご覧ください  
☎ 住民課 ☎ 2115

## 新しい国民健康保険資格 確認書・資格情報 (8月以降分)

7月中旬に伊奈町国民健康保険に加入している方へ送付します。有効期限が切れたものは、細かく判断するなど、ご自身で処分してください。  
☎ 保険医療課 ☎ 2172・2173

## 令和8年度分 国民健康保険税

令和8年度分の国民健康保険税納税通知書を、7月中旬までに世帯主へ送付します。  
対象 ▶  
● 特別徴収(年金から天引き)保険料額決定通知書を送付します。  
● 普通徴収  
納税通知書または口座振替通知書を送付します。  
● 年度途中に資格取得した方  
6月以降に転入または社会保険から脱退などで資格を取得された方には、7月以降に順次納税通知書を送付します。  
● 5月以降に資格喪失した方  
転出や社会保険へ加入などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されま

## 国民年金保険料の 免除制度

国民年金の第1号被保険者(自営業・農家など)で、経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満の方)」があります。  
令和8年度の受け付けは7月1日から開始し、令和8年7月分から令和9年6月分までを対象として、前年の所得に基づき審査します。  
免除可能な期間は、申請書提出した日から2年1ヵ月前までです。  
失業や災害などによって制度を受ける場合は、特例があります。失業の場合は雇用保険被保険者離職票など、災害の場合は罹災証明書などが必要です。  
☎ 保険医療課 ☎ 2173

## 令和8年度分 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方には、令和8年度分の保険料額決定通知書などを7月中旬までに送付します。  
対象 ▶  
● 特別徴収(年金から天引き)保険料額決定通知書を送付します。  
● 普通徴収  
納付通知書または口座振替通知書を送付します。  
● 年度途中に資格取得した方  
6月以降に転入または75歳到達などで資格を取得された方には、7月以降に順次納付通知書を送付します。  
● 5月以降に資格喪失した方  
転出や死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。  
☎ 保険医療課 ☎ 2175

## 新しい後期高齢者医療資格 確認書・資格情報のお知らせ

後期高齢者医療の被保険者の方に、いずれかを7月中旬に送付します。  
有効期限 ▶ 令和9年7月31日  
有効期限切れの資格確認書は、細かく判断して処分してください。  
☎ 保険医療課 ☎ 2175

## 広告

**MIYABI**  
リフォーム リノベーション スケルトン対応  
何でもお任せください! 「広報見た」で特別値引き  
伊奈町西小針 3-133  
090-4004-3126  
代表 内田 雅隆 ホームページはこちら  
info@miyabi-reformwork.com  
岩崎ひろみさんと対談し、雑誌に弊社を掲載いただきました